

平成 25 年 6 月 19 日(水)
衆議院 法務委員会
衆議院議員 階 猛

*出典

- ・資料1 「拷問等禁止条約第2回政府報告審査関連発言部分
(概要)」外務省作成資料(平成25年6月10日)
- ・資料2 「取り調べ可視化後退」朝日新聞記事(平成25年6月
15日)
- ・資料3 「作業分科会における検討(1)」法制審議会新時代の
刑事司法制度特別部会第20回会議配布資料(平成
25年6月14日)
- ・資料4 刑事訴訟法より抜粋

拷問等禁止条約 第2回政府報告審査
関連発言部分（概要）

2013年6月10日
外務省人権人道課

●ドマ委員（モーリシャス）

（略）有罪判決対無罪判決の比率ですが、10対1になっていますよね。間違っていれば教えてください。私にとって非常に重大な問題だと思えます。日本の制度、有罪判決を得るために、あまりにも被収容者の自白に頼りすぎています。これは中世に行われたやり方です。中世の名残といえるのかもかもしれません。こういった制度は止めるべきでしょう。日本の刑事訴訟手続を条約にあるような国際標準に合わせる深刻な必要があるかと思えます。そして行政的な手続きについて、条約に合わせた形でレビューし、見直し、近代化を図るべきです。（略）

●上田大使クローヅングリマークス

（略）時間の制約がありますので、出来る限りお答えしようと思いましたが、委員の中には、まだ不明な点が残っているかもしれません。ただ、時間が不足しておりましたので、ここで終わらせていただかなければならないかと思えます。この機会に、委員の皆様には心から感謝申し上げたいと思えます。

日本は中世では決してありません。日本はこの分野において最も先進的な国の一つです。（会場から笑い声）笑わないでください。何で笑っているのですか、黙ってください。黙ってください（don't laugh, why you are laughing, shut up, shut up）。我々は、この分野で最も進んだ国のひとつであります。これが我々の誇りです。まだまだ不足している部分や欠点が残っているでしょう。どこの国もそうだと思います。ただ、我々は最善を尽くして、事態の改善をしようとしております。

みなさん、日本代表団を代表いたしまして、心から委員の皆様にご感謝を申し上げます。（略）

（了）

【資料2】

取り調べ可視化後退

法制審部会素案 例外を拡大

刑事司法改革の最大のテーマである取り調べの録音・録画（可視化）について、適用範囲を著しく狭める可能性の高い素案が14日、公表された。「捜査に著しい支障が生じるおそれがあるとき」は除外するなど、現在の試行範囲から大幅に後退している。議論している法制審議会（法相の諮問機関）の部会メンバーからは、厳しい批判が相次いだ。

▼38面―捜査側寄りとの批判

通信傍受対象も追加

捜査や公判の改革案を話し合う法制審の「新時代の刑事司法制度特別部会」で示された。可視化については現在、裁判員裁判の対象事件のほか、知的障害者の事件や地検特捜部の独自事件などで試行されている。法制化に向けて特別部会は1月、制度設計のたたき台となる「基本構想」を提示。

①裁判員裁判の対象事件について一定の例外を認めつつ、原則、全過程を可視化②可視化の対象範囲は取調官の一定の裁量に委ねる―とする案を示した。しかし「密室での取り調べで多くの冤罪を生んできた反省がない」として、取調官の裁量を認めた点を中心に、委員から異論が相次いだ。

その後、特別部会の下部組織である作業部会が基本構想を話し合い、この日、素案を提示。基本構想①の例外事例について、「捜査上の秘密が害されるおそれがあること」「十分な取り調べをすることができないおそれがあること」など、捜査側の拡大解釈が可能な条件を盛り込んだ。批判された②案も残された。

作業部会は井上正仁・早稲田大学大学院教授をトップとする11人で構成され、検事出身などの法務官僚5人、警察官僚1人と捜査当局者で過半数を占める。「郵便不正事件」で逮捕された無罪となり、特別部会委員を務める厚生労働省社会・援護局長の村木厚子さんはこの日、「可視化の例外が増え、結果的に原則と例外がひっくり返ってしまふような制度をつくるべきではない」、同じく委員で映画監督の周防正行さんも「取り調べを邪魔しないよう、例外を多くしている」と強く批判した。

■作業部会が示した案の骨子

取り調べの録音・録画
①裁判員裁判となる事件を対象とするが、次の場合は例外にできる

- ・ 容疑者が可視化を拒んだとき
- ・ 容疑者やその親族に害が加えられ、十分な供述ができないおそれがあるとき
- ・ 容疑者が著しく不安、緊張、羞恥（しゆうち）心を覚え、十分な供述ができないおそれがあるとき
- ・ 容疑者や関係者の名誉、利益などが著しく害されるおそれがあるとき
- ・ 捜査の秘密が害される、十分な取り調べができないおそれがあるなど、捜査に著しい支障が生じるおそれがあると認められるとき

②取り調べの一定部分（例えば、弁解を聞く手続きや、取調官が容疑者に供述調書の内容の確認を求める場面など）は録音・録画を義務化し、それ以外は取調官の裁量とする
通信傍受の対象犯罪の拡大
窃盗、強盗、詐欺、恐喝、殺人、逮捕・監禁、暴力団やテロ関連の犯罪などを加える

特別部会では、薬物や銃器犯罪など4罪種に限られている通信傍受の対象に、窃盗や強盗、殺人などの罪名を加える素案も示された。だが、これも捜査当局の自由度を広げすぎているとの懸念が多く示された。作業部会は10月の特別部会で修正案を示す。特別部会の最終案に基づく法改正案が国会に提出されるのは、来年の見通しだ。（西山真章）

取調べの録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、いわゆる裁判員制度対象事件について逮捕又は勾留されている被疑者を刑訴法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の取調べ及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① 1の記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が1の記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により、1の記録をすることが困難であるとき
 - ② 1の記録をしたならば弊害が生じるおそれがあると認めるとき
 - ア 被疑者が1の記録を拒み、十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - イ 自己若しくはその親族等の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - ウ その他
- 3 1及び2は、刑訴法第203条第1項、第204条第1項又は第205条第1項（同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用するものとする。

【検討課題】

1 録音・録画義務の例外①について

- 具体的にどのような場合を例外とするか。そのために、例外の要件をどのようなものとするか。
- 録音又は録画の一方は困難であるが他方は可能である場合の取扱いをどうするか。

2 録音・録画義務の例外②について

(1) 検討の視点

- ・ 弊害の有無，内容及び程度
- ・ 当該弊害について，録音・録画義務の例外を設けることにより対処すべきか，それ以外の方法により対処すべきか。
- ・ 例外該当性の判断の在り方（誰が，どのような場面で，どのような資料に基づき，どのような方法で判断するのか等）
- ・ 録音と録画で異なる取扱いをすべきか。

(2) 個々の例外事由

ア 「ア（被疑者の拒否）」について

- 被疑者が録音・録画を拒否し，十分な供述ができないおそれがあると認める場合は，例外としてよいか。
- 拒否場面を録音・録画しなければならないこととするか。

イ 「イ（加害行為等のおそれ）」について

- 加害行為等のおそれにより，被疑者が十分な供述ができないおそれがあると認める場合は，例外としてよいか。被疑者に異議がないことを要件とするか。
- 加害行為だけでなく，畏怖・困惑行為のおそれがある場合も，例外とするか。「加害」の内容を，生命・身体に対する重大なものに限定するか。

ウ 「ウ (その他)」について

- どのような場合を例外とする必要があるか。
 - ・ 録音・録画の拒否とは別に、㉞のような例外を設けるか。
 - ・ 録音・録画記録の証拠開示や再生の制限によって、弊害を完全に解消できるか (㉜, ㉞a)。
- 例外を設ける場合、できる限り明確で、かつ、過度に広範とならないものとするため、どのような要件とするのが適切か。

(考えられる例外事由)

- ㉞ 以下の事情により、被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - a 被疑者又は関係者の名誉、利益等が著しく害されるおそれがあること
 - b 被疑者が著しく不安、緊張、しゅう恥心等を覚えるおそれがあること
- ㉜ 関係者の心情、名誉、利益等が著しく害されるおそれがあると認めるとき
- ㉞ 以下の事情により、捜査に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき
 - a 捜査上の秘密が害されるおそれがあること
 - b 十分な取調べをすることができないおそれがあること
- ㉝ 得られた供述を証拠とすることを予定しない (専ら情報収集の目的) で取調べを行うとき

3 法的効果

- 録音・録画されていない供述の証拠能力について、特別の規定を設けるか。
- 取調べ状況の立証には録音・録画記録を必要的なものとするか。
- 自白法則や違法収集証拠法則の考え方や、例外事由の在り方と整合的なものとなるか。

第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度

考えられる制度の概要

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者取調べの一定部分（※）について、録音・録画を実施しなければならないものとした上で、それ以外の部分については、裁量により、録音・録画を実施することができるものとする。

※ 例えば、弁解録取手続や、取調べにおいて被疑者に供述調書の内容の確認を求める場面など、録音・録画の必要性及び弊害を考慮し、画一的に定めておく。

【検討課題】

1 「取調べの一定部分」の範囲

- 録音・録画を義務付ける「取調べの一定部分」として、具体的にどのようなものが考えられるか。

2 例外の要否及びその内容

- 「第1」の制度案についてと同様に、録音・録画に必要な機器の故障や被疑者の拒否などの例外を設けるか。

3 対象事件の範囲

- 裁判員制度対象事件の身柄事件とするか。

4 その他

- 取調べの録音・録画制度の趣旨に照らし、適切な範囲の録音・録画の実施が担保できるか。
- 「第1」の制度案において、現実に機能する形で適切な範囲の例外事由を設けることができるか。

刑事訴訟法

第二百八十一条の四

① 被告人若しくは弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。）又はこれらであつた者は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

- 一 当該被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理
- 二 当該被告事件に関する次に掲げる手続
 - イ 第一編第十六章の規定による費用の補償の手続
 - ロ 第三百四十九条第一項の請求があつた場合の手続
 - ハ 第三百五十条の請求があつた場合の手続
 - ニ 上訴権回復の請求の手続
 - ホ 再審の請求の手続
 - ヘ 非常上告の手続
 - ト 第五百条第一項の申立ての手続
 - チ 第五百二条の申立ての手続
 - リ 刑事補償法 の規定による補償の請求の手続

②前項の規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉、その私生活又は業務の平穩を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第二百八十一条の五

①被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

②弁護士（第四百四十条に規定する弁護士を含む。以下この項において同じ。）又は弁護士であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。